

もしものために
登録を

「避難行動要支援者名簿」を作成しています

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で特に支援を必要とする高齢者や障がい者などを「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の確認などを実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、対象となる本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。

▼対象 市内に住む在宅の人で、次の条件に該当し、避難に手助けを必要とする人（長期間施設に入所している人や入院している人を除く）

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人（同じ世帯の他の人が75歳未満であっても要支援者である場合はこれに含む）
- ② 身体障害者手帳1～3級を持っている人
- ③ 愛護手帳（療育手帳）の「A判定」を持っている人
- ④ 精神保健福祉手帳1・2級を持っている人
- ⑤ 要介護の区分が、要介護3～5の人
- ⑥ そのほか、避難行動に支援を必要とする人（難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になる人など）

※一度登録した人は登録不要です。

▼申請方法 避難行動要支援者名簿への新規登録を受け付けます。登録を希望する人は名簿登録申請書に必要事項を記入の上、福祉総務課（市役所1階）へ郵送または持参してください。申請書は福祉総務課で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。なお、代理人による提出、郵送も受け付けます。また、民生委員・児童委員が訪問した際に名簿登録申請書を記入した場合は、民生委員・児童委員が代理として提出し、申請を受け付けます。

▼市から名簿を提供する団体

- ① 弘前地区消防事務組合消防本部
 - ② 弘前警察署
 - ③ 避難行動要支援者が居住する地域の民生委員・児童委員
 - ④ 弘前市社会福祉協議会
 - ⑤ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
- ※④・⑤は団体が希望した場合のみ。

■問い合わせ・申請先 福祉総務課総務係（〒036-8551、上白銀町1の1、☎40-7037）

みんなで
あずましい
まちづくり

市民参加型まちづくり1%システム 3次募集を開始！



「弘前市市民参加型まちづくり1%システム」は、個人市民税の1%相当額を財源に、市民自らが考え、企画・実践する活動に必要な経費を助成する、公募型の補助金制度です。皆さんのアイデアや経験を生かした、地域課題の解決や地域の活性化などにつながる事業の提案をお待ちしています。

「1%システムとはどんな制度？」「事業を申請したいけど、書類を作るのが大変なので

教えてほしい」など、簡単な制度の概要から具体的な書類の書き方まで、1%システムに関する質問や相談については、随時受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

◎募集期間…7月31日まで（事業実施期間…10月1日～令和2年3月31日）

■問い合わせ・提出先 市民協働課（市役所2階、☎40-7108、Eメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp）

制度の詳細について

市のホームページをご覧ください。
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/ichi-per/>

まちづくり1%システム

で

検索

1%システム採択事業の情報を配信中！

今後開催される採択事業や、行われた事業を紹介しています。

Facebook「弘前まぢながサミット」
<https://www.facebook.com/madi20160302/>



地震に備えて
対策しましょう

木造住宅・ブロック塀等の耐震化を支援

木造住宅の耐震診断員を派遣

木造住宅の耐震化を促進するため、市が耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

▼対象住宅 市内にある、①～④の要件すべてに該当する住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ② 一戸建ての専用住宅または併用住宅で地上階数が2以下のもの
- ③ 在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること
- ④ 現在居住している住宅であること

▼対象者 対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住する人など

▼診断費用 申込者負担として、1戸当たり8,000円（延べ面積が200㎡以下の場合）

▼募集期間 11月29日まで

▼募集戸数 10戸（先着順）

木造住宅耐震改修補助金（建替えも対象）

耐震改修工事または建替え工事に要する経費の一部を補助します。

▼対象住宅 市内にあり、上記（木造住宅の耐震診断員を派遣）の対象要件①～③と、下記の要件④・⑤のすべてに該当する住宅

- ④ 耐震診断により倒壊する可能性があるものと判定されたもの
- ⑤ 耐震診断以降、増改築されていないもの

▼対象者 次の①・②のいずれにも該当する人

- ① 対象住宅を所有し、かつ当該住宅に居住する人
- ② 平成30～31（令和元）年度まで市税等の滞納がない人

▼対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う

次のいずれかの工事

A. 耐震技術者（青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者）が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事で、住宅全体の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となる工事

B. 耐震診断により倒壊する可能性があるものと診断された住宅を除却し、同一敷地内において行う建替え工事

▼補助金額 補助対象経費に23.0%を乗じて得た額または82万2千円のいずれか低い額

▼募集期間 11月29日まで

▼募集戸数 2戸（先着順）

ブロック塀等耐震改修補助金

耐震改修工事または除却工事に要する経費の一部を補助します。

▼対象となる塀 通学路等の避難路沿道にあり、耐震診断の結果、不適合の項目があった塀等

▼対象者 次の①・②のいずれにも該当する人
① 対象となる塀の所有者等（ただし法人等は除く）
② 平成30～31（令和元）年度まで市税等の滞納がない人

▼対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事

- A. 耐震技術者（建築士等）が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事
- B. 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事

▼補助金額 補助対象経費に2/3を乗じて得た額または12万円のいずれか低い額

▼募集期間 8月30日まで

▼募集件数 5件程度（優先度の高い順に予算の範囲内で交付）

～共通事項～

補助金の交付決定前に着手した工事は除きます。上記以外にも条件等がありますので、希望する人は事前にお問い合わせください。

※申請書および詳細は建築指導課（市役所3階）で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

■問い合わせ・申請先 建築指導課（☎40-7053）

